

野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市議会議長 古橋 敏夫

野田市議会規則第 1 号

野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

野田市議会傍聴規則（昭和45年野田市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第8条第1項中「傍聴券を」を「これを」に改め、同条第2項中「終わった」を「終わった」に、「傍聴証を」を「これを」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第11条に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第12条各号列記以外の部分中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。

- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第13条を次のように改める。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第14条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項中「傍聴人が」を「法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が」に改め、同条第2項中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。